

2024年10月18日

各位

会社名 楽天投信投資顧問株式会社
管理会社コード（14584）
代表者名 代表取締役社長 東 眞之
問合せ先 商品管理部長 石舘 真
（TEL 03-6432-7746）

ETFの申込締切時間の変更に係る
投資信託約款変更のお知らせ

当社は本日、ETFの投資信託約款（以下、「約款」といいます。）の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

[対象ETF]

銘柄名	コード
楽天ETF - 日経レバレッジ指数連動型	1458
楽天ETF - 日経ダブルインバース指数連動型	1459

[変更の内容およびその理由]

2024年11月5日より東京証券取引所の取引時間が午後3時30分までに延伸されることを受けて、投資家の利便性向上の観点から、対象ETFについて、設定・一部解約の申込締切時間（以下「申込締切時間」といいます。）を「午後2時まで」から「午後2時30分まで」に変更するとともに、申込締切時間に係る約款の記載内容の変更を行います。約款の変更内容の詳細については、別添の新旧対照表をご参照ください。

なお、申込締切時間は、当該約款変更後も、従前通り投資信託説明書（交付目論見書）において記載いたします。

[書面決議の手続き等]

当該約款変更は重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行ないません。

[変更の日程]

2024年10月31日まで 約款変更の届出日
2024年11月1日 約款変更の適用日

以上

（添付資料）新旧対照表

(添付資料)

[当該約款変更に係る新旧対照表]

追加型証券投資信託
「楽天 ETF - 日経レバレッジ指数連動型」
「楽天 ETF - 日経ダブルインバース指数連動型」
投資信託約款

当該変更に係る箇所のみ記載しており、下線部____は変更部分を示します。

新	旧
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 委託者の指定する販売会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、<u>その</u>取得申込者に対し、1,000 口以上 100 口単位をもって取得の申込みを受付けることができるものとします。</p> <p>② (以下、略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 委託者の指定する販売会社(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、<u>取得申込日の午後 2 時までに取得申込みをした</u>取得申込者に対し、1,000 口以上 100 口単位をもって取得の申込みを受付けることができるものとします。<u>なお、午後 2 時以降の取得申込みについては翌営業日の取得申込みとして受付けることができます。</u></p> <p>② (以下、略)</p>
<p>(信託の一部解約)</p> <p>第 50 条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、1,000 口以上 100 口単位をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>② (以下、略)</p>	<p>(信託の一部解約)</p> <p>第 50 条 受益者は、販売会社を通じて、自己に帰属する受益権につき、1,000 口以上 100 口単位をもって、<u>原則として毎営業日午後 2 時までに、委託者に一部解約の実行を請求することができます。なお、午後 2 時以降の一部解約の実行の請求については翌営業日の請求として受付けることができます。</u></p> <p>② (以下、略)</p>

以 上